

○広川町後援名義使用に関する取扱要綱

改正 令和4年3月30日告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、広川町の後援名義(以下「後援名義」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承諾の基準)

第2条 町長は、後援名義を使用しようとする事業(以下「申請事業」という。)の内容が、次の各号の全てに該当すると認めるものについて、後援名義の使用を承諾することができる。

- (1) 公共の福祉の増進及び地域の発展に寄与すると町長が認めるもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 主たる目的を営利としないもの
- (4) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (6) 行政運営に支障を来さないもの

(使用の申請)

第3条 申請事業の主催者(以下「申請者」という。)は、事業開始の1か月前までに、後援名義使用申請書(様式第1号)又は同等の内容を記載した任意の申請書(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請者に対して、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 定款、寄附行為、規約、沿革その他の申請者の概要が分かる書類
- (2) 申請事業の実施要綱、募集要項その他の事業の内容が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 申請者のうち賞状の交付を受けようとするものは、その旨を申請書に記載しなければならない。

4 町長は、申請者に対して、必要に応じ次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 申請者が作成した賞状又は賞状の文案
- (2) その他町長が必要と認める書類

(使用の承諾)

第4条 町長は、申請書を受理したときは、第2条の規定に基づき内容を審査し、承諾又は不承諾を決定し、後援名義使用承諾書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

(変更の届出)

第5条 申請者は、申請事業に変更が生じた場合は、速やかに町長に申し出なければならない。

(免責事項)

第6条 町長は、申請者及び第三者に対して、申請事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。

(承諾の取消し)

第7条 町長は、申請者が虚偽その他の不正な行為により後援名義使用の承諾を受けたとき、第5条に規定する変更の届出をしなかったとき、その他の不適当な行為があったと認めたときは、当該承諾を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前になされた広川町後援名義使用に関する手続その他の行為は、同要綱第3条から第5条の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和4年3月30日告示第43号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

## 後援名義使用申請書

年 月 日

広川町長 様

申請者

団体の所在地	〒
団体の名称	
代表者の氏名	
連絡先・電話	

このたび下記のとおり事業を実施しますので、後援名義使用を申請します。

記

### 1 事業計画

事業の名称			
事業の目的 及び内容			
主催者名			
開催日時	年 月 日( ) ( 時 分) から		
	年 月 日( ) ( 時 分) まで		
開催場所			
入場料又は参加料の有無	有 ・ 無	料金を徴収する場合の額	円
広川町以外の 後援者名			
賞状交付 の有無	有 ・ 無		

### 2 添付資料

- (1) 当該事業の内容がわかる資料（開催要領、プログラム、チラシなど）
- (2) 申請者の活動内容などがわかる資料（定款、寄付行為、規約、沿革など）
- (3) 賞状の交付を希望する場合は、作成した賞状又は賞状の文案

### 3 承諾事項

- (1) 当該事業により発生した損害賠償など諸問題について、町に責任を負わずことはありません。
- (2) 申請内容に変更のあった場合は、ただちに届け出ます。

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

## 後援名義使用承諾書

様

広川町長 印

申請のあった下記の事業について、後援名義使用を承諾します。

記

事業名	
開催日時	
開催場所	

※事業内容に変更が生じた場合は、ただちにお知らせください。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)